

単独処理浄化槽等撤去費補助金のご説明(くみ取り転換)

くみ取り便槽の撤去費補助金を受けるには、市への申請が必要となります。内容を確認のうえ申請されますようお願いいたします。

1. 補助金の内容

那須塩原市内の既存住宅に設置されているくみ取り便槽の撤去に対する補助金

※撤去とは、最終清掃の上、設置場所から完全に撤去し、適正な処分をするまでを言います。住宅への影響が大きく完全な撤去ができない場合は、可能な限り（少なくとも便槽の底の破まで）は実施してください。なお、詳細については、下記のお問合せ先へ御相談ください。

※最終清掃とは、槽内の一般廃棄物を全て取り除き、消毒まで行うことを言います。

2. 補助金を受けるための条件

○浄化槽処理促進区域において、10人以下の処理能力の合併処理浄化槽を設置するために住宅に係るくみ取り便槽を撤去しようとする方、または公共下水道等に接続するために住宅に係るくみ取り便槽を撤去しようとする方

※別荘等については、補助金は交付されません。

○市税、水道料金等に滞納がない方（申請書に納税証明書を添付していただきます。）

※浄化槽設置に係る補助金を同時に申請する場合、又は水洗便所改造資金融資あっせん制度を利用する場合は写しで可とします。

○くみ取り便槽の撤去工事を始める前に補助金交付申請書を上下水道部管理課へ提出し、補助金交付決定通知書の発行後に工事を開始してください

※交付決定前に撤去工事を着工した場合は補助金を交付できませんので、ご注意ください。

3. 補助金額

撤去に要する額（限度額100,000円）

4. 補助金の申請手続き

○浄化槽を設置する場合

浄化槽設置の補助金交付申請時に併せて申請していただきます。申請手続きについては、煩雑になるため業者（住宅メーカー・浄化槽工事業者・浄化槽メーカーなど）に相談されることをお勧めします。

○公共下水道等に接続する場合

排水設備確認申請時に併せて申請していただきます。申請手続きについては、公共下水道等の接続工事業者である、排水設備指定工事店に相談されることをお勧めします。

【お問い合わせ】

那須塩原市上下水道部管理課 給排水係
電話：0287-37-5213